

- 1) 設置箇所: マンホールは維持管理する上で必要な箇所のほか、管きよの起点及び方向又は勾配が変化する箇所管きよ経等が変化する箇所、段差が生じる箇所、管きよが会合する箇所に設ける。
- 2) 設置間隔: 管きよの直線部のマンホール最大間隔は、管きよ径によって下表を標準とする。

マンホールの管きよ径別最大間隔

管きよ径(mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,500超
最大間隔(m)	100	100	150	200

円形(現場打ち)マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び600mm以下の管の中間点並びに内径450mmまでの管の会合点。
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径900mm以下の管の中間点及び内径600mm以下の管の会合点。
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径1,200mm以下の管の中間点及び内径800mm以下の管の会合点。
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径1,500mm以下の管の中間点及び内径900mm以下の管の会合点。

注1. 用途欄の内径は、鉄筋コンクリート管を接続に使用した場合を設定。

副管付きマンホール		流入管きよと流出管きよとの段差が0.6m以上の場合に設ける。
-----------	--	--------------------------------

- 注1. 管きよの接合や会合の状況に応じ壁残り厚に十分注意し、マンホールの大きさを決定すること。
- 注2. 管の中間点及び会合点については、マンホール壁の最小幅を十分に考慮すること。
- 注3. マンホール深5m以上の場合は、2号マンホール以上とし、はしご式足掛金物を使用すること。さらに3～5mごとに中間スラブを設けること。
- 注4. 副管等を設置した場合で、管底差が1.6m以上ある場合は、点検用足掛金物を設置すること。
- 注5. 底版・側壁の曲げ引張応力度を十分検討し、対応すること。
- 注6. 形状別用途は、鉄筋コンクリート(JSWAS)の場合を想定している。
- 注7. 詳細については、『下水道協会発刊の『下水道施設計画・設計指針と解説2019 前編』の(319)第3節マンホールを参照のこと。

組立マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
組立0号マンホール	内径 75cm円形	小規模な排水又は起点 他の埋設物の制約等から1号マンホールが設置できない場合。
組立1号マンホール	内径 90cm円形	管の起点及び500mm以下の管の中間点並びに内径400mmまでの管の会合点。
組立2号マンホール	内径 120cm円形	内径800mm以下の管の中間点及び内径500mm以下の管の会合点。
組立3号マンホール	内径 150cm円形	内径1,100mm以下の管の中間点及び内径700mm以下の管の会合点。

注1. 用途欄の内径は、推進工法用鉄筋コンクリート管を接続に使用した場合を設定

特殊マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
特1号マンホール	内のり 60×90cm 角形	土かぶり特に少ない場合、他の埋設物等の制約等から円形マンホールが設置できない場合。
特2号マンホール	内のり 120×120cm 角形	内径1,000mm以下の管の中間点最大内径内径1,000mm(流入角度90°)の会合点。
特3号マンホール	内のり 150×120cm 角形	内径1,200mm以下の管の中間点最大内径内径1,000mm(流入角度90°)の会合点。
特4号マンホール	内のり 180×120cm 角形	内径1,500mm以下の管の中間点最大内径内径1,000mm(流入角度90°)の会合点。
特5号マンホール	内のり 210×120cm 角形	内径1,800mm以下の管の中間点最大内径内径1,000mm(流入角度90°)の会合点。
特6号マンホール	内のり 260×120cm 角形	内径2,200mm以下の管の中間点最大内径内径1,000mm(流入角度90°)の会合点。
特7号マンホール	内のり 300×120cm 角形	内径2,400mm以下の管の中間点最大内径内径1,000mm(流入角度90°)の会合点。
現場打ち管きよ用マンホール	内のり D1×D2 角形	く形きよ、馬てい形きよなど及びシールド工法等による管きよの中間点。ただし、Dは管きよの内幅。

注1. 用途欄の内径は、鉄筋コンクリート管を接続に使用した場合を設定。

内副管設置条件

原則として外副管を設置するものとするが、外副管設置困難な場合(0号マンホールに設置する場合は除く。)は次に掲げるマンホール区分に応じ、それぞれ定めるところにより、内副管を設置することができるものとする。

- 1) 1号マンホール 足掛け金物との位置関係により内副管は、1箇所までとし、それ以上は外副管とする。
- 2) 2号マンホール以上 内副管は2箇所までとし、それ以上は外副管とする。